

令和4年6月21日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和4年6月21日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

鎌田 礼二 委員長

菅原 善幸 副委員長

阿部 かほる 委員

小高 洋 委員

土見 大介 委員

志賀 勝利 委員

出席議長団（1名）

山本 進 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤 光樹	副市長	佐藤 靖
総務部長	佐藤 俊幸	総務部 危機管理監	柴 正浩
総務部 政策調整管理監 兼公民共創推進専門監 兼新型コロナウイルス 感染症対策専門監	末 永量 太	総務部次長 兼総務人事課長	鈴木 康弘
総務部次長 兼政策課長	木 皿重之	総務部 財政課長	高橋 数馬
総務部 管財契約課長	千葉 貴幸	総務部 危機管理課長	小林 史人
総務部総務人事課 総務係長	阿部 俊弘	教育委員会 教育長	吉木 修
教育委員会 教育部長	鈴木 康則	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小倉 知美
教育委員会教育部 学校教育課長	松崎 和佳子	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼文化スポーツ課長	武田 光由

事務局出席職員氏名

事務局 長 相 澤 和 広 議事調査係長 石 垣 聡
議事調査係主査 工 藤 聡 美

会議に付した事件

議案第 4 4 号 塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第 4 8 号 令和 4 年度塩竈市一般会計補正予算

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、委員の皆様におかれましても感染症対策の徹底にご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第44号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、議案第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」の2件であります。

これより議事に入ります。

議案第44号及び第48号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例など2か件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○鎌田委員長 小林危管理課長。

○小林総務部危機管理課長 危機管理課から、議案第44号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料No.8の令和4年第2回塩竈市議会定例会議案（その2）の1ページをお開きください。

こちらが条例改正案でございますが、塩竈市消防団員等公務災害補償条例の第3条第2項ただし書を削るという改正でございます。

提案理由といたしましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の公布に伴い、非常勤消防団員等に係る傷病補償年金等を受ける権利を担保とした貸付け制度が廃止されることによる規定の削除でございます。

附則といたしまして、1の施行期日は、公布の日からでございます。

また、経過措置は、2と3として、改正前に給付を受ける権利を担保とした貸付けの権利は、従前の例により、担保に供することができるものでございます。

次に、この条例の改正内容についてご説明させていただきます。

資料No.12の1ページをご覧ください。

塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表で、左側が改正案、右側が現行条例でございます。概要をご説明いたしますので、ページ下でございます参考をご覧ください。

これまで、消防団員の傷病補償年金等の給付を受ける権利は、譲渡し、担保として提供等することができないこととされておりましたが、例外として、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う年金担保貸付け事業による貸付けを受けるときは、担保として提供することが認められておりました。令和2年6月5日に公布されました年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の附則第65条で、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正され、非常勤消防団員等に係る傷病年金等を受ける権利を担保とした貸付け制度が廃止されたことから、本市条例について、第3条第2項ただし書の規定を削除するものでございます。

なお、本市消防団におきましては、関係する年金、補償の支給がないことから、本条例の改正による影響はございません。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 それでは、政策課から、議案第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、政策課所管分についてご説明いたします。

なお、説明案件につきましては3件ございますので、よろしく願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、資料No.12、第2回市議会定例会会議案資料（その2）の25ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策事業についてご説明いたします。

1の概要でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設された交付金でございます。

令和4年4月28日付で臨時交付金が拡充され、地方公共団体が、コロナ禍において原油価格

や物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分が創設されまして、本市におきましては交付限度額としまして4億8,647万円となっております。

その内訳としては、令和4年度当初交付限度額として2億8,359万8,000円、追加配当分といたしましては2億287万2,000円となっております。

2の補正予算計上事業についてでございますが、高齢者等を対象とした重症化予防のための4回目ワクチン接種に向けた体制の整備、ウィズ・コロナ下での経済活動の再開等を推進するための事業及び原油価格や物価の高騰の影響を受けた生活や事業者の負担軽減のため、下の表に記載してございます事業を計上してございます。

事業費といたしましては、表の下に記載しております3億6,121万8,000円でございますが、そのうち臨時交付金につきましては1億9,855万1,000円で計上してございます。

また、ワクチン接種の推進及び経済活動の再開等の分野の事業といたしましては、表の4番、6番、7番、11番、13番、14番の6事業でございまして、臨時交付金の額としては2,691万6,000円、原油価格等の影響による負担軽減の分野の事業といたしましては、1番、2番、3番、5番、8番、9番、10番、12番の8事業でございまして、臨時交付金の額は1億7,163万5,000円を事業に充当しております。

下記に書いてございます参考でございますが、臨時交付金の交付限度額残高でございます。残高につきましては、1億2,748万4,000円でございますが、不測の事態に備えるため、留保いたしまして、今後のフェーズに対応した事業などに活用してまいります。

恐れ入りますが、資料No.10、補正予算説明書の3ページと4ページをご覧ください。

上段の第15款国庫支出金第1項国庫負担金第2目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金1億9,855万1,000円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金として、歳入補正予算として計上しておりますので、ご参照いただければと思います。

新型コロナウイルス感染症対策事業については、以上でございます。

続きまして、資料No.12の26ページをご覧ください。

運送事業者燃油価格高騰対策事業についてご説明いたします。

1の概要でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の長期化や、社会情勢の変化に伴う燃油価格の高騰により運送事業者の負担が増大している状況から、一定の金額を補助金として交付することにより、事業継続への一助としようとするものでございます。

2の事業内容でございますが、(1)補助対象者といたしましては、宮城県タクシー協会に加盟する市内事業者及び宮城県トラック協会塩釜支部加盟事業者とさせていただいております。

(2)補助金額でございますが、タクシー1台当たり2万円、トラック1台当たり1万円を補助させていただきたいと考えております。

(3)申請の受付期間につきましては、令和4年8月から令和5年3月までとさせていただいております。

3の事業費及び財源内訳でございますが、事業費は904万円でございます、財源内訳は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で904万円となります。

事業費の内訳につきましては、タクシーにつきましては2万円掛ける88台で176万円、トラックにつきましては1万円掛ける728台で728万円となっております。

4の今後の予定でございますが、本補正予算をお認めいただければ、令和4年7月に事業内容の周知、8月から申請受付を開始していきます。

続きまして、歳入歳出についてでございます。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

資料No.10、補正予算説明書7ページ、8ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第18節負担金補助及び交付金1,184万円のうち、燃油高騰対策補助金として904万円を計上してございます。

続いて、歳入でございます。同じ資料の3ページ、4ページをご覧ください。

上段の第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金1億9,855万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金となり、このうち事業費全額に当たります904万円が財源となる歳入となります。

運送事業者燃油価格高騰対策事業については、以上でございます。

続きまして、資料No.12の27ページをご覧ください。

塩竈市自治体DX推進ビジョンの策定(仮称)についてご説明いたします。

1の概要でございます。

市民の利便性と行政サービスのさらなる向上のため、外部の知見を取り入れながら本市のデジタルトランスフォーメーションを推進することを目的に、令和4年5月に株式会社東北博報堂との連携協定を締結いたしました。今後、連携協定の内容に基づき、セミナーやワーク

ショップを開催し、住民の視点に立った地域住民のためのDX推進を目指すために、塩竈市自治体DX推進ビジョンを策定しようとするものです。

2の事業内容でございます。

大きく2つございまして、1つは、(1)国の自治体DX推進計画を踏まえた、住民目線のDX推進の取組を進めるため、外部講師を招き、職員を対象としたDXの概論や行政サービス改革に関するセミナーを開催いたします。

2つ目は、(2)庁内に若手職員を中心とする自治体DX推進プロジェクトチームを設置し、本市における効果的なデジタル技術の活用策等について意見集約を行うため、ワークショップ、ヒアリングを実施いたします。

3の事業費及び財源内訳でございます。

事業費は211万8,000円ございまして、財源内訳は一般財源となっております。

4の今後の予定でございますが、お認めいただければ、7月に計画策定に係る契約手続、8月からはセミナー、ワークショップの開催、令和5年3月までに塩竈市自治体DX推進ビジョン策定を予定しております。

続きまして、歳出予算についてご説明させていただきます。

お手数でございますが、資料No.10の7ページ、8ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第12節委託料として、デジタル推進費を211万8,000円計上しております。

塩竈市自治体DX推進ビジョンの策定については、以上でございます。

政策課から、議案第48号の説明につきましては、以上となります。

ご審議について、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 小林危機管理課長。

○小林総務部危機管理課長 危機管理課から、議案第48号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、危機管理課所管分の2件についてご説明いたします。

資料No.9と資料No.10と資料No.12をご用意ください。

まずは、資料No.12の29ページをご覧ください。

コミュニティ助成事業（地域防災組織育成事業）についてでございます。

この事業は、一般財団法人自治総合センターが、地域福祉の向上を目的に、安全な地域づくりを推進する事業等に対して助成するものです。自治宝くじの受託事業収入を財源とするた

め、宝くじの普及広報の効果が発揮できることが採択の条件となっております。

本市が今回採択を受けた地域防災組織育成事業は、消防団や自主防災組織の活動に必要な設備等の整備などを対象としており、助成額は表の範囲となっております。

2の採択の状況ですが、千賀の台町内会による防災資機材の整備として170万円が採択となっております。

3のこれまでの経過ですが、昨年10月に県を通し申請し、今年3月に交付決定をいただいております。

4の事業費及び財源内訳ですが、補正事業費は170万円を計上し、財源内訳は、コミュニティ助成金として同額の170万円の歳入となっております。

5の今後の予定ですが、県を通した間接補助となりますので、6月定例会で補正予算案をお認めいただければ、採択町内会などと相談しながら、7月から事業を始める予定となっております。

続きまして、資料No.10をご用意ください。

資料No.10の補正予算説明書17ページ、18ページをご覧ください。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

地域防災組織育成助成事業金については、第9款消防費第1項消防費第3目防災費第18節負担金補助及び交付金に170万円を計上しております。

次に、歳入でございます。同じ資料の3ページ、4ページをご覧ください。

3ページの真ん中から下になりますけれども、第21款諸収入第4項雑入第6目雑入へ300万円を自治総合センターからの助成金として計上しておりますが、このうち170万円が当該事業の歳入となっております。

次に、塩竈市津波防災センターの災害復旧についてでございます。

資料No.12の30ページをご覧ください。

1の概要ですが、令和4年3月16日に発生した宮城県沖地震により、被害を受けた津波防災センターについて、復旧工事を行おうとするものでございます。

2の主な被害状況でございます。

資料写真のように、南側入りロスロープ部、建物外周、階段上部と入り口などに、亀裂や、ひび割れなどが発生しております。

3の事業費及び財源内訳です。

補正予算として191万4,000円を計上し、財源内訳は、地方債の単独災害復旧債で190万円、一般財源1万4,000円となっております。

続きまして、資料No.10をご用意ください。資料No.10の補正予算書21ページ、22ページをご覧ください。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

第11款災害復旧費第5項その他公共施設・公用施設災害復旧費第1目公共施設・公用施設災害復旧費第14節工事請負費に7,126万5,000円が計上されておりますが、このうち191万4,000円が当該事業の工事請負費でございます。

次に、歳入でございます。同じ資料の5ページ、6ページをお開きください。

第22款市債第1項市債第10目災害復旧第2節単独災害復旧債に計上の2億1,340万円のうち、190万円が当該事業の歳入となっております。また、資料No.9補正予算書5ページにも、第3表地方債補正として、単独災害復旧債に同額の190万円を含めて計上しております。後ほどご参照いただければと思います。

以上、危機管理課所管の補正予算についてご説明いたしました。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 それでは、学校教育課から、議案第48号「一般会計補正予算」のうち、学校教育課に関わる部分をご説明させていただきます。

議案資料No.10、補正予算説明書及びNo.12、定例会議案資料（その2）をご用意願います。

最初に、デジタル教科書推進事業についてご説明いたします。

資料No.12、定例会議案資料（その2）の60ページをお開きください。

まず、1の概要ですが、文部科学省が実施する学びの保障充実のための学習者用デジタル教科書実証事業に参加するため、英語の指導者用デジタル教科書を購入しようとするものです。

2のデジタル教科書についてですが、デジタル教科書とは、通常の教科書と同一の内容をデジタル化した教材で、タブレット端末などを操作して学習するものです。児童生徒が使用する学習者用と教員が使用する指導者用があります。デジタル教科書のメリットとしては、拡大や回転、動画などによる学習効果に加え、児童生徒の特性や状況に応じた丁寧な指導対応が可能となります。また、感染症の拡大に伴う臨時休業時のオンライン授業での活用により、学びの保障が図られます。

3の実証事業についてですが、文部科学省が、令和6年度からの本格導入に向け、小学校5・6年の児童及び中学校全学年の生徒を対象に、英語の学習者用デジタル教科書を無償で配付し、その効果を普及に向けた在り方などに生かすものです。市内小中学校も実証事業に参加し、授業での活用を図ります。実証に参加するに当たり、指導体制の充実を図るため、中学校英語の指導者用デジタル教科書を購入、配付するものです。

なお、小学校については、令和2年度に購入、配付済みとなっております。

次に、4の事業費及び財源内訳についてですが、事業費は128万7,000円で、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

5の今後の予定についてですが、本定例会において補正予算をお認めいただきました後、7月以降に購入、配付、授業での活用開始としております。

次に、歳入歳出についてご説明いたします。

資料No.10の令和4年度補正予算説明書の19ページ、20ページをご覧ください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費第10節需用費の128万7,000円を増額補正しようとするものでございます。

次に、歳入ですが、同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1億9,855万1,000円のうち、128万7,000円を増額補正するものでございます。

デジタル教科書推進事業についての説明は以上となります。

続きまして、不登校等児童生徒学び支援教室充実事業についてご説明いたします。

資料No.10の19ページ、20ページをお開きください。

歳入歳出についてご説明いたします。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費第17節備品購入費の30万3,000円を増額補正しようとするものでございます。

事業内訳、不登校等児童生徒学び支援教室充実事業に係る経費になります。

これまで、教育支援センター「コラソン」において、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立を目指し、必要な支援を行ってまいりました。また、別室登校が可能な児童生

徒への支援として、各小中学校にサポートルームを設置しております。

しかし、感染症の拡大や、取り巻く環境が大きく変容し、心にストレスを抱える児童生徒が増加傾向にあります。このことを踏まえ、さらに充実した支援を行うため、県費負担教員の配置やコーディネーターの派遣がされる、県の事業であります不登校等児童生徒学び支援教室充実事業に応募し、第三中学校が実践校の決定を受けたものです。県の補助を受け、学び支援教室を第三中学校に新設するに当たり、施設用備品として生徒用ロッカーなどを購入するものでございます。

次に、歳入ですが、同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第16款県支出金第2項県補助金第6目教育費県補助金第2節教育総務費補助金の15万円を増額補正するものでございます。

不登校等児童生徒学び支援教室充実事業についての説明は以上となります。

学校教育課から、議案第48号の説明は以上となります。

ご審議について、よろしくお願い申し上げます。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それでは、教育総務課から、議案第48号「一般会計補正予算」のうち、教育総務課に関わる部分をご説明いたします。

議案資料No.9、塩竈市一般会計特別会計補正予算、No.10、補正予算説明書及びNo.12、定例会議案資料（その2）をご用意いたします。

最初に、学校給食食材購入支援事業についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.12、定例会議案資料（その2）の57ページをお開きください。

まず、1の概要ですが、コロナ禍において原油価格や物価の高騰に直面している子育て世帯を支援するため、学校給食に係る食材費の値上がり分を臨時的に補助しようとするものです。

2の学校給食の現状についてですが、今年度の1食当たりの食材費、いわゆる給食費は、小学校で276円、中学校で331円となっています。学校給食は、文部科学省が定める学校給食実施基準や学校給食摂取基準を基に、各学校に所属する栄養士が献立を作成しております。特に、季節や行事を感じられるメニューや本市の特性を生かしたふるさと給食を提供することで、児童生徒の健康増進や食育の推進を図っておりますが、昨今の原油価格や物価の高騰、野菜の凶作等により食材が値上がりしていることから、献立づくりに苦慮しているところでございます。

このような状況にありますことから、3の事業内容にありますとおり、主食などの値上がり分を補助金として市内小中学校に交付いたします。補助対象期間は、令和4年7月から令和5年3月までです。補助額につきましては、特に値上がりが顕著である主食のパン、主菜の加工食肉、副菜の野菜、そして牛乳と油脂類の令和3年と令和4年の同時期の価格を比較して、値上がり価格を算出した上で補助額を算定いたしました。

なお、全体の補助額は576万7,000円ですが、1人当たりの補助額は、小学生が1,324円、中学生が1,755円となっております。

次に、4の事業費及び財源内訳についてですが、事業費が576万7,000円で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

5の今後の予定についてですが、本定例会において補正予算をお認めいただきました後、7月以降に学校に補助金を交付する予定としております。

次に、歳入歳出についてご説明いたします。

資料No.10の令和4年度補正予算説明書の19ページ、20ページをご覧ください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費第18節負担金補助及び交付金の342万2,000円及び第3項中学校費第1目学校管理費第18節負担金補助及び交付金の234万5,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳入ですが、同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1億9,855万1,000円のうち、576万7,000円を増額補正するものでございます。

学校給食食材購入支援事業についての説明は以上となります。

続きまして、学校施設長寿命化改良事業の施行に伴う工事についてのご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料No.12の58ページをお開き願います。

まず、1の概要ですが、第一小学校で施工している長寿命化改良事業2期について、工事の進捗に伴い判明した劣化箇所などを改修することにより、本来予定していた工事が施工できなくなったため、補正予算を計上するものです。また、今後予定しています第二中学校の長寿命化改良事業1期を行うに当たり、ほかのフロアに移転する教室などの移転先におけるネットワーク環境の整備を行うため、補正予算を計上するものでございます。

2の工事内容ですが、第一小学校につきましては、本来予定していた家具ユニット工事や外構工事などについて補正予算を計上するものです。事業費は2,544万3,000円、財源内訳はご覧の交付金、事業債を予定しております。

これまでの経過と今後の予定ですが、今年4月に改修工事を進めたところ、外壁や屋上の防水下地において、設計当初には想定できなかった欠損や劣化部分が判明いたしました。また、内装工事を進め、壁や床を解体したところ、隠蔽部分の配管ルートの変更が必要な部分が判明しましたので、現在行っている改修工事の工程に組み入れまして、工事を進めているところです。

今回補正予算をお認めいただきました後は、家具ユニット工事や外構工事の契約手続を7月に行いまして、工事着工、9月までに工事を完了する予定となっております。

次に、第二中学校についてですが、長寿命化改良事業において、教室を移転することに伴い、移転先の教室にW i - F i アクセスポイントの移設などのネットワーク環境整備工事を行うため、補正予算を計上するものです。

事業費につきましては1,216万6,000円で、財源内訳は、地方債として学校施設等整備事業債を910万円としております。

また、今後の予定はご覧のとおりでございます。

次に、歳入歳出についてでございます。資料No.10の19ページ、20ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費第14節工事請負費の2,544万3,000円について、第一小学校の学校補修等工事の経費として増額補正します。また、第3項中学校費第1目学校管理費第14節工事請負費の1,216万6,000円ですが、第二中学校の施設設備工事として増額補正するものです。

次に、歳入ですが、恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第5目教育費国庫補助金第2節小学校費補助金の学校施設環境改善交付金848万1,000円でございますが、第一小学校の事業に係るものでございます。

ページをおめくりいただき、5ページ、6ページをご覧ください。

第22款市費第1項市債第7目教育債第1節小学校債1,520万円については、第一小学校の事業に係るもの、また、第2節中学校債910万円については、第二中学校の事業に係るものでございます。

学校施設長寿命化改良事業の施行に伴う工事の説明は以上となります。

次に、学校施設の災害復旧についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.12の59ページをお開き願います。

まず、1の概要ですが、令和4年3月16日に発生しました福島県沖地震により、被害を受けた学校施設について、復旧工事を行おうとするものです。

2の主な被害状況ですが、特に被害の程度が大きかったものを写真でお示しております。これまでの対応といたしましては、外壁の欠損については、落下物の撤去、さらに落下しないような応急処置をしております。また、第一中学校の武道場につきましては、4月中に修繕工事を行い、4月末から使用が可能となっているところです。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費としては2,804万9,000円、財源内訳はご覧のとおりでございます。

4の今後の予定ですが、7月以降、契約手続きを行い、工事着手の後、令和5年2月までに工事を完了する予定としております。

次に、歳入歳出についてでございます。

恐れ入りますが、資料No.10の21ページ、22ページをお開きください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第11款災害復旧費第4項教育施設災害復旧費第4目公立学校施設災害復旧費第14節工事請負費として、2,804万9,000円を増額補正するものです。

次に、歳入ですが、同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第7目災害復旧費国庫補助金第4節教育施設災害復旧補助金の公立学校施設災害復旧費補助金として、979万9,000円を増額補正するものです。

ページをおめくりいただき、5ページ、6ページをご覧ください。

第22款市債第1項市債第10目災害復旧債第1節補助災害復旧債の1億4,110万円のうち、1,820万円を増額補正するものでございます。

学校施設の災害復旧についての説明は以上となります。

最後に、債務負担行為の追加と地方債追加についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.9の5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正、1.追加にございます小中学校電話機器賃貸借、令和4年度として限度額720万6,000円ですが、小中学校の電話機の更新を行うために債務負担行為を追加す

るものでございます。

次に、その下にございます第3表地方債補正、1. 追加の表の上から2行目の小学校長寿命化改良事業の限度額1,520万円でございますが、先ほどご説明しました第一小学校の事業に係るものでございます。また、次の行の中学校長寿命化改良事業の限度額910万円につきましては、先ほどご説明しました第二中学校の事業に係るものでございます。また、次の行の補助災害復旧債1億4,110万円のうち1,820万円ですが、先ほどご説明しました福島県沖地震により被害のあった学校施設の災害復旧に係るものとなっております。

教育総務課から、議案第48号の説明は以上となります。

ご審議について、よろしく願い申し上げます。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長、失礼しました、生涯学習課長としてですね、よろしくお願い致します。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 続きまして、一般会計補正予算のうち、生涯学習課分についてご説明いたします。

引き続き、資料No.9、No.10、No.12を使用いたします。

まず、資料12の61ページをお開きください。

しおがまっ子夢応援プロジェクトについてでございます。

1の概要です。子供たちが抱くほほ笑ましい、頼もしい夢の実現をサポートするため、昨年実施いたしました、しおがまっ子夢応援プロジェクトを継続し、夢の実現に取り組む過程を動画で配信し、コロナ禍を過ごす市民を元気づけようとするものです。

2の事業内容です。夢の実現をサポート、それと夢を実現するまでの過程を動画撮影、配信いたします。コーディネートや動画の撮影、編集は専門の事業者へ委託し、サポート内容については、申請者と委託事業者で話し合い、検討いたします。

なお、昨年度は、「初めてのお使い」や自作の曲を作成するなど5件の夢をかなえており、現在も動画は配信中です。

3の事業費及び財源内訳です。

恐れ入りますが、資料No.10でご説明させていただきます。資料No.10の19ページ、20ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出からでございます。

第10款教育費第4項社会教育費第1目社会教育総務費第12節委託料に100万円を社会教育活

動費として計上しております。

続きまして、歳入です。

恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページ、こちらをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,855万1,000円の中に、歳出と同額の100万円を計上しており、全額が交付金の対象となっております。

資料No.12の61ページにお戻りください。

4の今後の予定でございます。予算をお認めいただければ、7月に実施体制、選定条件等の検討、夢の募集を行い、8月には契約手続を行い、来年3月の動画公開とする予定でございます。

続きまして、同じ資料No.12の62ページをお開きください。

社会教育施設の災害復旧についてでございます。

1の概要です。今年3月16日に発生いたしました福島県沖地震により、被害を受けた公民館及びエスプの復旧工事を行おうとするものです。

2の主な被害状況です。まず、公民館ですが、西側の外壁が破損しております。次に、エスプですが、天井破損、外壁のひび割れ、落下、電気設備、機械設備等の脱落がございました。

なお、外壁等につきましては、修繕が済んでございます。

3の事業費及び財源内訳です。

恐れ入りますが、資料No.10でご説明させていただきます。資料No.10の21ページ、22ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出からでございます。

第11款災害復旧費第4項教育施設災害復旧費第1目社会教育施設災害復旧費でございます。事業内訳欄の公民館災害復旧費347万6,000円につきましては、第14節工事請負費の施設復旧工事費1,931万6,000円の中に含まれております。また、事業内訳欄のエスプ災害復旧費1,620万3,000円につきましては、第12節委託料に36万3,000円、第14節工事請負費の施設復旧工事に残り1,584万円が計上されております。

続きまして、歳入です。同じ資料の5ページ、6ページをお開きください。

第22款市債第1項市債第10目災害復旧費第2節単独災害復旧費の2億1,340万円に、公民館分340万円、エスプ分1,620万円が含まれております。

恐れ入ります、資料No.9の5ページをお開き願います。

第3表地方債補正の追加、単独災害復旧債2億1,340万円に、公民館分340万円、エスプ分1,620万円が含まれてございます。

申し訳ございません、資料No.12の62ページに再度お戻りください。

4の今後の予定です。予算をお認めいただければ、7月に契約手続、工事着手に入り、10月の工事完了を目指します。

一般会計補正予算のうち、生涯学習課分について、説明は以上でございます。

よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 続きまして、一般会計補正予算のうち、文化スポーツ課分についてご説明いたします。

引き続き資料No.9、No.10、No.12を使用いたします。

まず、資料No.12の63ページをお開きください。

社会体育施設の災害復旧についてでございます。

概要でございます。3月の地震により、被害を受けました塩釜ガス体育館及び温水プールの復旧工事を行おうとするものです。

2の主な被害状況です。まず、塩釜ガス体育館ですが、東側の観覧席天井破損、2階西側の非常口誘導灯破損、3階の放送室壁面落下がございました。次に、温水プールです。軽運動場壁面ひび割れとなった循環ポンプからの水漏れがございました。

3の事業費及び財源内訳です。

恐れ入りますが、こちらも資料No.10でご説明させていただきます。資料No.10の21ページ22ページをお開き願います。

歳出からでございます。

第11款災害復旧費第4項教育施設災害復旧費第1目社会教育施設災害復旧費の事業内訳欄の体育施設災害復旧費214万5,000円でございます。内訳は、第10節需用費に修繕料として65万8,000円、第14節工事請負費に施設補修工事として148万7,000円を計上しております。

続きまして、歳入です。同じ資料の5ページ、6ページをご覧ください。

第22款市債第1項市債第10目災害復旧費第2節単独災害復旧費の2億1,340万円に、この210万円が含まれてございます。

資料No.9の5ページをお開き願います。

第3表地方債の追加、単独災害復旧債2億1,340万円の中に、この210万円が含まれてございます。

再度、申し訳ございません、資料No.12の63ページにお戻りください。

4の今後の予定でございます。予算をお認めいただければ、7月に契約手続、工事着手に入り、2月の工事完了を目指します。工事完了が2月になっておりますのは、利用者にご不便をおかけしないよう、プールの水を抜いて行う保守点検時期に合わせて水漏れの工事を行うためでございます。参考までに、水漏れをしておりますが、プールは今利用ができています状況でございます。

続きまして、同じ資料No.12の64ページをお開きください。

杉村惇美術館階段脇石積みの災害復旧についてでございます。

1の概要です。こちらも3月の地震により、被害を受けました美術館の脇の石積みの復旧工事を行おうとするものでございます。

2の被害状況です。美術館北側の通路部分の下の石積みが崩れております。

3の事業費及び財源内訳です。

恐れ入ります、こちらも資料No.10でご説明させていただきます。資料No.10の21ページ、22ページをお開き願います。

歳出からでございます。

第11款災害復旧費第4項教育施設災害復旧費第1目社会教育施設災害復旧費の事業内訳欄の美術館災害復旧費457万円でございます。第14節工事請負費に災害復旧工事として同額を計上しております。

続きまして、歳入でございます。同じ資料の5ページ、6ページをお開きください。

第22款市債第1項市債第10目災害復旧債第2節単独災害復旧債の2億1,340万円に、こちらの450万円が含まれてございます。

恐れ入ります、資料No.9の5ページをお開き願います。

第3表地方債補正の追加、単独災害復旧債2億1,340万円に、こちらの450万円が含まれてございます。

恐れ入ります、資料No.12の64ページにお戻りいただきたいと思っております。

4の今後の予定です。予算をお認めいただければ、7月に契約手続、工事着手に入り、9月

の工事完了を目指します。

一般会計補正予算のうち、文化スポーツ課分につきましては、以上でございます。

よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 議案第48号「令和4年度一般会計補正予算」のうち、管財契約課所管分についてご説明いたします。資料No.12の28ページをお開きください。

本庁舎災害復旧についてご説明をいたします。

1の概要でございますが、令和4年3月の福島県沖地震により、被害を受けた市役所本庁舎について復旧工事を行おうとするものでございます。

2の事業内容としましては、本庁舎の壁、天井、柱などに生じたひび割れ、浮き、剝離等を補修するものです。具体的な被害でございますが、仕上げモルタルのひび割れが、執務室や会議室、廊下等に多数発生しております。また、市長応接室の間仕切り壁が浮いた状態となっているほか、給湯室ではタイルの剝離や割れなども発生しております。建物の躯体に影響するような被害は発生しておりませんが、3の主な被害状況の写真にもありますとおり、仕上げモルタルのひび割れが庁舎の至るところに発生している状況でございます。

4の事業費及び財源内訳でございますが、災害復旧に係る費用といたしまして423万5,000円、財源内訳としましては、地方債として420万円を計上しております。

5の今後の予定でございますが、予算をお認めいただきましたらば、速やかに契約手続に入りまして、おおむね10月の工事完了を目指しております。

続きまして、予算関係をご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.10、補正予算説明書の21、22ページをお開きください。

まず、歳出からご説明いたします。

第11款災害復旧費第5項その他公共施設・公用施設災害復旧費第1目公共施設・公用施設災害復旧費第14節工事請負費に423万5,000円を計上しております。

次に、財源となる歳入についてでございます。

恐れ入りますが、同じ資料の5ページ、6ページをお開きください。

第22款市債第1項市債第10目災害復旧債のうち、第2節単独災害復旧債2億1,340万円の内数として計上しております。

議案第48号「一般会計補正予算」に係る管財契約課所管の説明は以上でございます。

よろしく願います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 それでは、議案第48号「一般会計補正予算」のうち、財政課所管分についてご説明いたします。資料No.10、補正予算説明書の3ページ、4ページをお開きください。今回の補正予算に係る主要一般財源等についてご説明いたします。

歳入第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金につきまして、2,376万1,000円の増額補正をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 では、暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

委員各位の発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のまま構いませんので、ご案内申し上げます。

菅原委員。

○菅原委員 それでは、何点か、ちょっと確認と、質疑させていただきたいと思います。

主に資料No.12から質疑させていただきますけれども、ページ数が25ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業ということで、今回、令和4年度の当初予算の中で、プラス、それから追加配分として合計4億8,647万円という形で、今回の臨時交付金を活用した主な事業が、ここに、先ほど説明がございましたけれども、今回、やはり新型コロナウイルス感染がほとんどだったんですけれども、今年になって、ウクライナ侵攻ですか、その辺もちょっと入ってきて、原油高騰とか燃油高騰とか、物すごい、日本の経済に大きな打撃を与えているということでございまして、その中で、本市として、様々な、8つぐらいですか、先ほどの説明では臨時交付金を活用して行ったわけですが、そこで、経済を活性化するのは、本当に私は必要だと思っております。10番目の割増商品券とか、中には入りませんが、この辺も大事になってくるのかなと思います。

そこで、1つ、残高の一番下の1億2,748万4,000円というのが、今回、不測の事態に備えて

保留するということでしたけれども、残した理由についてお伺いしたいと思うんですけれども。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

交付限度残高、お認めいただければ、残りが1億2,748万4,000円というところでございます、残した理由というご質疑だというところでございます。

25ページの参考のところちょっと書いているところですが、基本的に、不測の事態、今回、ウクライナの侵攻とか、また、原油産油国での出し渋りとか、そういった不測の事態に備えるために、一応我々としても留保しているところでございます。

実を言うと、今後、どのように社会経済が動いていくのか全く不透明な状況でございますので、市としては1億円程度をまず残しておいて、今後、そのフェーズに合ったものに対して対応させていただければということで、このぐらい残しているというところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。あくまでも不測の事態ということで、どれだけ続いていくかというのは誰にも分からない部分であります。

やはり今、市内の飲食店とか企業関係を見ますと、本当に大変な中で仕事をされているというのがあります。また、私どもは、一般の個人の方、また、企業の方にアンケート調査も3月に行わせていただきまして、ほとんどもたないという飲食店とか、それから企業もございました。何社かやめているところが、今年になってやめているところがあるんですけれども、本当に今現在も喫緊でやらずにちゃいけないという部分を助けてくださいということで、いろいろな意見もあるんですけれども、とにかく今回の事業を見ても、割増商品券なども飲食店のアルファの部分もあったということで、ぜひともこの辺の部分の残りの部分を本当に有効に使っていただいて、どれだけ続くか分かりませんが、また、国から交付金なんかもどれだけ来るかまだ分かりませんので、ぜひとも現場を見ていただきまして、支援の拡大をしていただければと思います。

次の質疑に移りたいと思います。次も同じですが、26ページでございます。

運送業者の燃油価格高騰ということで、ここに書いているとおり、社会情勢の中で燃油の価格が高騰しているということで、毎日のようにテレビ等でも新聞等でも今あります。

その中で、今回、タクシー業界、それから宮城県トラック協会という形で、この2つの協会に支援をしていくということだと思います。そこで、ちょっとお伺いしたいのが、この協会というのは、加盟者がどのぐらいあるのか、塩竈市だけです、また、トラック協会はどのぐらいあるのか、1つと、それから、今回のタクシー補助金、1台あたり2万円という形、それからトラック補助金1万円ということで、この1万円の何ですか、値段、補助金の違いというのがあるのか、その辺ちょっと説明していただきたいなと思います。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

まず、タクシー協会ですね、宮城県タクシー協会に加盟している市内事業者に関しては4社ございます。宮城県トラック協会塩釜支部加盟事業者に関しましては28社ございます。そして、補助金額、タクシー補助金は1台あたり2万円、トラック補助金1台あたり1万円の算出根拠というところのご質問かと思えます。

実を言うと、我々も算出する際にいろいろ検討させていただいたという経過がございます。まず、タクシーとトラックの差なんですけれども、タクシーは基本的に、このコロナ禍で、例えば、今までは夜に出てお客さんを運ぶということがあったんですが、それが全くコロナ禍でできなかったというのがまず1点と、トラックに関しましては、コロナ禍であるにせよ、仕事、業務量に関してはまだタクシーよりはあったという前提がございます。その前提に基づいて、我々は、タクシーとトラックの1か月1台当たりの想定距離数というのを出させていただいた次第でございます。その想定距離数と、1リッター当たりどのぐらい走るかという距離数ですね、リッター何キロかという数字を出させていただいた次第でございます。そして、それで想定距離数を割りますと基本的に燃料の量が出てくるという形なので、その燃料に今度はどのぐらい支援するのかという金額を掛けさせていただいたというところです。

その金額というのは、タクシーの場合だと1台あたり5円という形になっています。トラックの場合だと3円という形になります。もう少し具体的に言いますと、タクシーの場合ですと4万500キロ、7月から3月までの9か月間で4万500キロ走ると想定して、リッター当たり9キロ走るとします。そうしますと、それに5円を掛けるというところがございます、そうしますと大体298万円ぐらいという形になって、台数はタクシーが大体88台ぐらいあるというお話でしたので、割りますと1台あたり2万円ぐらいになるという形になっています。

トラックに関しましても、同様に計算してさせていただきまして、1リッター当たりの想定

距離数、リッター当たり7.5キロぐらい走ると計算しております。1か月1台当たりの想定距離数は3,000キロという形にさせていただきまして、支援の期間、4月から3月まで9か月間というところがございます。トラックの場合は、タクシー5円に対しまして3円という形で想定させていただきまして、2万7,000キロを7.5で割り、それに3円を掛けると大体786万円ぐらいというところで、1台当たりの支援金、728台ございますので、割りますとおよそ1万円という形で算出しているところがございます。以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。今、電卓がないので、私も計算できないんですけども、今回のタクシー補助金というのが2万円というのは分かりました。トラックも1万円ということになりました。

ただ、タクシーの場合は、LPガスを多分使っているかなと思います。ですから、距離も普通のガソリンよりも伸びるのかなというのが、タクシーで使っているのが安いのか分かりませんが、影響力はやはり、今回の燃油高騰の影響力は高いんじゃないかなという部分が私はあると思います。

また、トラックですけども、今回は728台ということがございますけれども、トラックというのは、運送屋によっては休んでいるトラックも中にある、台数を持っていても、人が動かすわけですから、台数を抱えている部分と、動かしている部分というのは、またちょっと違って来るんじゃないかなと。あと、これは軽油をほとんど使っているという形だと思うんですけども、その辺の算出なんかも多分されているのかなと私は思うんですけども、その辺の配車なんかも考えてやっているのかということがございますけれども、ぜひとも、これは申告制ですかね、多分ね、募集をかけて、それで申告された時点で補助金を出してやるということだと思うんですけども、その辺の台数なんかもきちっと把握していただければと思うんですけども、その辺の考え方というのはいかがなんでしょうか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

菅原委員がおっしゃったとおり、タクシーはガソリンというよりLPガスのほうが多いというのは我々も承知しております。これ計算するときだったんですけども、実は3月まで国でLPガスの補助をやっていたみたいだったんです。結局、3月までだったもんですから、4月から止まってしまったという状況だったので、我々も計算する際に、LPガスがいの

か、ガソリンがいいのか、ちょっと悩んだところだったんですが、先ほどもお話ししたとおり、タクシー業界、なかなか状況が悪いというか、大変だということだったので、ガソリン代で計算させていただいた次第でございます。ただ、この前、タクシー会社に私ちょっとご挨拶に行ってきたんですけれども、そのとき話を聞いたときには、LPガスの金額も結構ガソリンに近づいているというお話を私は聞いておりますので、これが正解かどうか分かりませんが、ガソリン代にしてよかったかなと私はちょっと思っているところでございます。また、動いていないトラックも、もちろんあるというところでございます。

基本的に、申請制度で我々も補助金をお渡ししたいと考えております。トラック業界、タクシーも同じだと思うんですけれども、そこら辺のところは、いろいろ補助要綱なり何なりで確認……、使用しているトラックなのか、止まっているトラックなのかということも、我々で検討させていただいて、皆さんによりよい補助金をお渡しできるよう努力したいと、検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ぜひとも、困っていることは間違いありませんし、原油高騰というのは間違いありませんし、経済的に大変というのは、燃料は、ガソリンスタンドとか、それからプロパンガスの小売店を含めて、卸も含めて大変困っているのが全体の77%ぐらいあるというの聞いておりますので、ぜひともこの辺は我々行政として手を出さなければいけないんじゃないかなと私は思っていますので、ぜひともそういった形でやっていただきたいと思っております。先ほど言っていましたけれども、LPガスは、2か月間、多分5月までだったと思うんですけれども、それをやって2か月ぐらいで終わると思っておりますので、その後どうするのか考えるとやはり大変なことだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次は、27ページの塩竈市の自治体DX推進ビジョン策定についてお伺ひしたいと思っております。

今回、DXがスタートしまして、国がやっと動いた形でございます。新型コロナが始まって、なかなかデジタルが日本は遅れているという形があるということで、国がDXに対して取り組もうとしている中でございますけれども、今回は東北博報堂と協定が結ばれたということで、議会にも提出されたと思っております。

この内容ですけれども、セミナー、ワークショップの開催という形と、それから住民の視点に立ったということで、2つの推進を目指していくということでございますけれども、ワークショップとセミナーについては、その説明内容で大体分かりますけれども、住民の視点に

立った、地域の住民のためのDXの推進というのは、これをもう一度、内容を教えていただきたいんですけども、よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

東北博報堂と5月30日に連携協定を結ばせていただいております。連携協定の中というか、内容に基づきまして、我々は、今後、まず職員に対してセミナー、ワークショップを開かせていただくと。なぜそんなことをするのかという話なんですけれども、お恥ずかしい限りなんですけれども、塩竈市、実を言うとほかの自治体よりもDX計画が遅れているという状況でもあります。つまり、DXに関する意識の高さというのが、まだなかなか、ほかの自治体に比べれば低いのかなというところなので、まずは博報堂とそういったところをお話しさせていただきまして、DXに関する考えをみんなで共有していこうと、少しずつ考えていこうというところからまず始めさせていただければなと考えるところです。

その後なんですけれども、今、菅原委員からご質疑のあった、住民の視点に立った、地域住民のためのDX推進とは何なのかというところでございます。基本的には、このDXを使って、住民は塩竈市に一体何を求めているのか、何をしてもらいたいのかということをお我々が知る手段というか、方法としてDXを使いたいと考えております。つまり、住民にも、よりよい情報を共有してもらうために、住民にもワークショップみたいな形で話合いに参加していただいて、住民が必要なもの、欲しているもの、そういったものを東北博報堂と連携して進めていければなと考えています。具体的ところはまだ話し合っていないところがございますので、徐々にそこら辺のところはご報告させていただければなと思っております。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

結論から言いますと、当局とか職員の意識改革を変えていって、DXに少しずつ慣れていくというのは当然だと思うんですけども、住民の視点に立ったというのは、皆さんが使えるようにするということだと私は思うんですけども、当然ながらやはり格差が、私も一般質問で一度やったことがありますけれども、質問したことがありますけれども、格差というのがやはり出てくると思います。スマホとか、60歳から90%ぐらいは使用できないという状況がありますので、それをどうやって皆さんが使えるようにしていくかというのが大事だと私

は思っています。そんな中で、皆さん携帯電話は持っている、高齢者は持っています。今はほとんどスマホになって、5Gとかになって、新しいのを子供から言われて持つようになってきたんですけれども、使うことができないということで、いろいろ各社がキャリアでやっていますけれども、ソフトバンクとかドコモとか、いろいろな部分でやっているんですけれども、何ですか、そういった勉強をする、ショップで勉強するところがあるんですけれども、そういうところを活用して、これもDXに行政として持っていけるんじゃないかなと私は思うんですけれども、そういったことも考えて、今、塩竈市に3社ぐらい多分ショップがありますけれども、そういった中で、高齢者がどんどん勉強できるような態勢も取れたらいいんじゃないかなと。また、当然ながら役所にも必要だと思うんですけれども、最終的に住民視点というのは、皆さんが使えるというのが前提だと。これから行政の媒体というのがなくなってくることもあるんですけれども、それも少しずつ変えていくためには、そういった努力も行政として必要になってくるんじゃないかなと思いますので、その辺いかがでしょうか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。答弁は簡潔に願います。

○木皿総務部政策課長 すいません。失礼しました。簡潔に答えさせていただきます。

今、菅原委員からお話いただいた件でございますけれども、今現在、市では民間業者と連携いたしまして、総務省のデジタル活用支援推進事業に申請を行っております。こちらが採択されましたら、今後、公共施設等におきまして、民間のデジタル活用支援員、いわゆるスマホを教えてくれる方ですね、そういった方によるスマホの教室を開催する予定ですので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 補足をさせていただきたいと思います。

DX、これは、言葉が先走っている感が私の気持ちの中にございました。それもあって、DX推進室はつくらせていただきましたけれども、なかなか何をやっていいのかというのが見えてこなかった。これは、国の方針もなかなか出てこなかったというのがあろうかと思えます。そんな中でも進んでいた自治体というのは、県内でも多分1つか2つぐらいしかないような気がいたしておりますが、そういった中であっても、今年から県庁に私どもの職員1人を派遣しております。その担当室も、実は外部から室長を招いて、これからやろうとしておりますが、ご承知のとおり、住民の方、お若い方からお年を召した方まで幅広くいらっしゃいます。これは職員も一緒に、デジタルトランスフォーメーション、これについての理解度

がやはりまちまちなんですね。それを両方向からやっついていかないと難しいだろうと思っていますし、1人職員を派遣させていただいて、しっかりと国の流れ、県の流れ、それを踏まえた形で、市にどのように還元をしていただくか、見極めたいと思っています。

それと同時に、先ほど木皿課長が申し上げたように、東北博報堂と同じレベルでいろいろな悩みを共有しつつ、ぜひご教授いただきたいということで包括連携を結ばせていただいたと。まさにこれからだと思っていて、職員も、一部の職員だけが使いこなせても、ほかの大多数の職員が使いこなせないのでは、多分これは進まないだろうと。これは市民の方々も全く一緒だろうと思いますので、その辺のバランスを取りながら丁寧に進めていきたいと、焦らないで丁寧に進めさせていただきたいというのが基本的な考え方でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。まさしくそうだと思います。ぜひとも一つ一つ進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の質疑に移らせていただきます。

ちょっと飛びまして、57ページの学校給食の購入支援の事業ということで、先ほども説明がございました。新型コロナの関係で、原油の高騰で様々な食品に影響が出てきております。ここに来てウクライナ侵攻で、輸入品が物すごく上がってきているというのが現状だと思います。

そういった意味で、学校給食の食材費の値上げが懸念される場所ですけれども、これを据え置いて、今回補助していくということだと思いますけれども、ここで書かれているのが、小学校で276円、それから中学校で331円ということでございますけれども、この中で、今現在、どのような努力をして、ちょっと書いてあるんですけれども、多分、大分上がってきているのかなと、これ以上もっと、9月、10月ぐらいにはもっと上がってくるんじゃないかなという、新聞等でも書かれているんですけれども、そういった対策をこれだけで賄えるのかなという部分も何かちょっと懸念されるんですけれども、まずは努力が必要じゃないかなと。皆さん、給食を献立するときに、栄養面とか、材料をちょっと変えて、もっと違うものにしていこうとかというのはあると思うんですけれども、その辺はどういう努力をしているのか、お伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 給食食材、値上がりをしておりまして、献立づく

りに苦慮しているというところでは、そういった対応といたしましては、例えば、旬の食材を使うとか、タマネギが大変高騰しているところではタマネギの代わりにネギを使うとか、それから冷凍食品、冷凍の野菜を使う、それから、油が高くなっているというところで、揚げ物の回数を減らすとか、それから、月に何回か出ていた個包装のデザートなど、そういったものの回数を減らす、そういったことで献立を工夫しながら作っているという話を聞いております。以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。まさしく本当に様々な部分で、代替品じゃないですけども、そういう安く上げる方法なども多分やっているのかなということを、私も作っている方から聞いたことがございますので、ぜひともその辺も、これからどうなるか分からない状況にあると思いますので。

もう一つ、やはり地場産品も入れてほしいなという部分もあります、代替品もあるんですけども。そういうのを極力、塩竈市の地場産品を活用しながら、今までも多分やっていたと思うんですけども、そういうのもやっていただきたいなと思います。

あともう一つ、要望なんですけど、要望というわけじゃないんですけども、学校関係、小中学校の給食ということでやっていますけれども、行政として、病院機関の昼の食事なんか、多分、原価の高騰で大変になっているのかな、また、介護の施設とか、それから保育所なんかもそうだと思うんですけども、担当が違うので答えられないと思うんですけども、その辺も大変な状況で献立をしてるのかなという部分がございますので、ぜひともそういった面も含めて今後の支援をやっていただきたいなと思うんですけども、その辺は……。

○鎌田委員長 これについては、回答できますか。（「できないですね」の声あり）なし。

○菅原委員 はい。なしですね。分かりました。ということで、お願いしたいと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○鎌田委員長 その他ございませんか。志賀委員。簡潔にお願いいたします。

○志賀委員 時間かかりますよ。私から質疑させてもらいます。

まず、資料No.12から、27ページ、今、菅原委員もデジタルトランスフォーメーションのことで質疑されましたけれども、私が奇異に感じたのは、議会が知らない間に、なぜ博報堂と提携になっちゃったのかなと。それと、これから内容を検討するというお話であれば、例えば、これこそプロポーザル方式で、それで、いろいろな団体の考え、指導方針というか、持って

いるのか、それを聞いて提携先を決めるという形のほうがよかったのではないのかなど。我々議会としては、唐突にぽつと新聞に出て、ああ、こんなことをやるんだというのが分かったわけですが、そこに決まった経緯というものが、一切、情報がないわけですね。ですから、その辺、どういった形で決まったのか、教えていただければと思います。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 東北博報堂と連携協定をどのような経緯で締結したかという中身でございます。志賀委員は忘れていたかもしれませんが、一応協議会のときにその旨ご報告させていただいた次第でございます。

なぜ連携協定を結んだのかという経緯をご説明させていただきたいと思います。

まず、国が自治体DX推進計画というものを示しまして、本市においても、市民の利便性と行政サービスのさらなる向上のために、DXを推進していこうと検討しておりました。そのときに、東北博報堂と本市が抱える課題等について話をする機会があったというところがございます。こちらの東北博報堂は、生活者発想とパートナー主義の企業理念の下、事業内容として特にマーケティングを得意領域としており、ネットワークや知見、成功事例などを大いに活用することで、本市が目指す地域の自主性に立ったDXの推奨を実現することができると考えて、連携協定を締結することになったということでございます。

志賀委員がおっしゃっている、プロポーザルとかで決めたほうがよろしかったのではないかと、もちろん私もそのように今考えているところがございますが、周辺自治体のところを私も調べさせていただいた次第だったんです、どのように決めたのかなというところで。周辺自治体でも、我々と同様に、基本的に、何というんですか、営業がいらっしやったりとか、知人を介してそのような締結をしたというのが大部分でございまして、プロポーザルでやったというのはなかったというところがございます。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 東北博報堂が、結局、自治体に対してのDXの取組がどの程度実績があるのかというところと、それを決めるんだったら、具体的に自治体のDXの進め方はこういうことで実際にやったほうがいいですよというような話があって決めたなら、そこそこ納得もできるんですけども、これから全くゼロからの出発で決めたとなったら、じゃ何を基準に決めたのかということになると思うんですよ。だから、そここのところを、今後もあることですから、前の市長のときも、コンサルについては役所が独自で決めて、ぽんといろいろなことをやっ

て、どういうコンセプトでやっているのか、受けているのかも分からない。結果としては、何か役所の言いなりのアンケートを取ったり、都合のいいアンケートを取ったりというようなことで、議会がやってくれというのを「やりたくない」という結論が出るようなやり方もしたりしていましたが、そういうことがないような、議会もそういったことの市が決めることに対して一定程度関心を持っているわけですから、最低限、なぜ選んだのかということぐらいは分かるような、可視のものがあつたほうが今後はいいのかなと思いますので、その辺、今後、配慮していただきたいと思います。

それで、次にまいります。

32ページの太陽光発電設備の設置支援事業なんですが、一応……。

○鎌田委員長 これは、入ったのかな、今回に。入ってないですね。

○志賀委員 入ってるよ。だって、この中に入ってるですよ。違いますか。ああ、これは生活環境課か。じゃ駄目ですね。

○鎌田委員長 市民生活部環境課ですね。

○志賀委員 分かりました。すみません。

57ページの学校給食支援事業のところでお聞きしたいと思います。

今、食品の値上がりで、こういった状況に、どこでも同じようになっているわけですが、ただ、ちょっとね、そういったところに隠れて、私がちょっと気になっているのは、遺伝子組換え食品、かつては、遺伝子組換えは小麦も大豆も日本では入れないという厚生労働省の方針だったようなんですが、何かいつの間にかそれが撤去されているような話もネットで流れているんですね。そうすると、その辺は、塩竈市として、例えばパンに使っている小麦粉は遺伝子組換えでないですよとか、例えば豆腐なんかも遺伝子組換えでないですよとかということを確認しているのか、そこまで確認してないのかということをお聞きしたい。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 遺伝子組換えを使った食材についてのご質疑です。

今、例に挙げられましたパンにつきましては、今年度から全て国産小麦を使用しているパンになっております。それ以外、全ての食材について、遺伝子組換えしている、していないというところまでは把握はしてませんが、少なくともパンは国産小麦、それから、できるだけ国産の食品を使いたいという栄養士もいるという話を聞いております。できるだけ食材はいいものを使いまして、おいしい給食を提供するということは、塩竈市の学校に配置してい

る栄養士はそのようなことをきちんと考えながら、給食づくり、献立づくりをしていると思っておりますので、事細かにどこまでというところの把握まではしていませんが、少なくともきちんとした給食の提供をしたいということは考えております。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 できるだけ云々ということですが、一回、その辺をしっかりと整理していただいて、明確な答えができるようにしてください。

それと、つい最近、ネットで見たんですけども、がんの罹患率が、今、日本人がどんどん増えていると。肺がんも増えて、この数年、10何年で倍になっている、10倍になっていると。ところが、たばこを吸う人は3分の1に減っていると。だから、結局、あたかもたばこが肺がんの原因だと言われているんだけど、実際はそうじゃないんだよ。添加物であるとか、遺伝子組換えの食品であるとか、そういったものを取り取り込んでいることが原因とされる可能性もあるよということを言っている人もいらっしゃいます。警鐘を鳴らしています。そういうことから、もうちょっと子供たちの健康、我々の年になれば今さら健康に気をつけたって先はたかだか知れているのでいいんですけども、若い人たちは、そういう遺伝子組換えの食品なんかを取ることによって遺伝子の異常が発生して、今度はその子供たちにそういったことが起きる可能性があるということなので、そういうところを明確に指針を持って学校給食というものに取り組んでいただければと思います。これは、ここまでで終わります。

それと、60ページのデジタル教科書推進、英語ですね。これは、今、小学校の先生でも英語専門の先生がいるとお聞きしているんですが、例えば、今回のこういったデジタル化することによって、適切な英語の指導をできる先生方が塩竈市の小学校各校にいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、教えてください。

○鎌田委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 塩竈市では、学園制加配という制度を使っております、中学校区で1人、中学校の教員が小学校に乗り入れる形を取っております。英語の教員は中学校に所属しているんですけども、中学校区の小学校それぞれに乗り入れて、小学校5・6年生に英語の授業を行っております。ALTも一緒に授業を行うこともございます。例えば、玉川中学校……。 (「小学校にいるんですか」の声あり) 小学校に在籍はしていません。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 宮教大には、小学校の英語の先生になる英語科というのがあって、人数は少ないようですけれども、ただ、その人数を聞くと県内の各学校まで行き渡るの難しいのかなと思っていましたから、今回、こういったものが導入されて、そこでどれだけ機能できるのかなということもありますし、それと、私の記憶としては、英語というのは、できるだけ幼少の頃から触れさせたほうが英会話はしゃべれるということを考えてときには、そのほうが望ましいのかなと。私も、中高大と10年間、英語を習いましたけれども、残念ながらしゃべれません。何のための英語教育なんだろうとずっと思っているわけですが、それは個人の資質の問題もあろうかと思いますが。ただ、学校教育は、いっそ文法ばかりで、しゃべるといふことに対して教えてないわけですね。ですから、そのところを切り替えていかないと難しいのかなと。できるだけ幼少の頃からやっていたら、それだけ聞く耳ができますので、そのほうがベターではないのかなと、これは要らぬ世話かもしれませんが。そういうことも、ひとつ検討していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 吉木教育長。

○吉木教育委員会教育長 志賀委員のおっしゃるとおりでございます。

それで、文部科学省は、今、小学校の中学年3・4年生から外国語活動を取り入れて、専門の先生というか、ALTとかも入れてやっていて、そして5・6年生に英語という教科扱いでやっておりますので、令和2年度から新しい学習指導要領がそのような形になっています。それ以前は、小学校5・6年生に外国語活動があったんですけれども、それを3・4年生に下ろして、3年生から外国語に親しんでいくという形で、文法中心じゃなくて、親しんでいくという形で、そして義務教育化、中学校3年生までに英検のある程度の能力をつけさせるようなシステムでいっているという状況でございます。

あと、先ほど、中学校の英語の教員が小学校に行って、英語の免許を持った教員が入っているというので、その3・4年生の外国語活動にも入って指導しているのが塩竈市の現状でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 分かりました。できるだけ当初の目的を達成できるように、しっかりと有効に活用していただきたいと思います。

それと、61ページのしおがまっ子プロジェクトについてお聞きしたいんですが、これというのは、対象者は個人なのか、団体なのか、教えてください。

○鎌田委員長 武田生涯学習課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 これは、募集する相手方ということ
でよろしいでしょうか。応募は個人を想定してございます。昨年、募集いただいた5人全員、
個人という形でございました。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 分かりました。

それと、今回も震災絡みの補修がいっぱいありますよね。ただ、金額的にみんな小さい金額
で、業者からしたら魅力のない仕事になってくるのではないかなと思ったわけです。そこで、
例えば、何か所かまとめて発注するとか、それとも別々に発注していくのか、その辺につい
てはどのように考えていらっしゃいますか。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 今年3月に発生した地震によって、公共施設をはじめとして至ると
ころでこのような災害復旧ということで、今回、予算を計上させていただいているところで
ございます。それぞれの金額自体は、確かに数百万円ということで、小さいものではござい
ますので、できましたら、同じ時期に補修をかけられるものでしたら合冊して発注というこ
とも可能かとは、案件によっては考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 今のところは考えてなかったと、これから考えるということですね。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 これからそれぞれの発注内容を精査しまして、考えていきたいと考
えております。以上です。

○鎌田委員長 以上ですか。武田生涯学習課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 すいません、先ほど志賀委員から
のご質疑で、個人かどうかというお話だったんですけれども、個人か法人かという意味合いで
個人と申しあげましたけれども、昨年、応募がありました5組のうち1組、団体、高校生4
人組で応募がありましたので、正確には個人ではないといえますか、そういった部分もあり
ました。申し訳ございません。

○鎌田委員長 以上でよろしいですか。次、小高委員。

○小高委員 簡潔にお伺いいたします。

資料No.12の25ページ、先ほど来、デジタルの関係でお伺いございますが、私たちとしては、デジタルそのもの、法律そのものについては、国会答弁等々を踏まえて、これまでそれを基にした部分について判定してきた経過もあったんですが、一方で、市民の利便性向上ですか、あるいは、受けられる権利というものをしっかりと保障していくような、そういった観点でのデジタルの推進というのは当然あってしかるべきだと、これまでそういった立場でこういった議論に臨んできた次第です。

そういった中で、今回、こうした形でセミナー、あるいは、ワークショップという形でやられるということなんですが、先ほど来、お話があったとおり、DXという言葉が、若干、言葉だけが走っていて、じゃどういうふうに、どういった目的を持って進めるのかというあたりが、いまいち自治体間でもいろいろ差があるような雰囲気も感じ取っているところです。

そういった中で、今回、行われるセミナー、中身はこれからだというお話だったんですが、何と云えばいいんでしょうね、どういった観点でデジタルに取り組むというあたりをどの程度想定して、博報堂というところをお願いをしてというあたり、そのあたりもうちょっと詳細をお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 答えいたします。

セミナーの開催内容につきましては、基本的に、私も先ほどお話しさせていただいたんですけれども、塩竈市の職員に対するセミナーという形となります。ですので、基本的に、本当に下のレベルというのもおかしいですけれども、DXのDの字から始まるような形のセミナーからまず始めさせていただければと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。技術的なスキルの高い低いというところを補うという意味でも、そういったセミナーもあるんだと思うんですけれども、私としては、できれば、そういった技術的な側面も当然あるんですが、DXといえますか、デジタル化、利便性向上ということだけじゃないんだよと、いかに自治体としてなされるべきものを保障していくための一つの取組でもあるべきだろうとも考えておりますので、そういった理念的な部分も含めて、取り組まれる職員の皆さんがそうしたところをしっかりと今後意識づけていけるような、そういった中身での部分もあるといいのかなと思いましたので、一言申し上げさせていただきました。

続きまして、60ページです。デジタル教科書推進事業ということで、これも先ほど来、お伺いしますが、ごめんなさい、ちょっと整理をしたいんですけれども、資料No.12、60ページの3の実証事業というところで、(1)は実証事業への参加だということで、文部科学省の取組として、小学校5・6年生の児童と中学校全学年の生徒に学習者用のデジタル教科書(英語)を無償配付すると、これに市内小中学校も参加をするというのが(1)。

(2)については、英語の中学校分の購入、配付をすると。これは、小学校分については令和2年度に購入、配付済みということで、実際の子供たちの分については、この実証事業で配付をされて、そのほかに(2)の取組として、全員、要はデジタル教科書というのがそろって、今後、取り組まれるような中身になるのか。そういうことなんです、分かりました。

そういった点では、まだ活用そのものは始まってないんだと思うんですけれども、実際に以前、学習参観に私も出たことがありまして、その際に、理科だったんですけれども、先生がタブレットを大きなモニターにつないで、そこで授業の内容を補完するような、そういった動画なんかも活用されているのも見たので、一定、何というんですか、理解を深めるという意味では有効なのかなと思っていたんですけれども、それこそ、そのあたり、各学校間といいますか、そういったところで差が出てしまうとうまくないかなという思いはあったんですが、そのあたりの取組だけお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 実は、先月、5月下旬に、実証事業での使用が、デジタル教科書の使用が可能となっております。インターネット上にあるデジタル教科書に一人一人が端末を使用してアクセスする形で使用します。各学校の実態に応じて活用が始まっております。ですので、おっしゃるとおり、各学校によって若干スタートにばらつきは既にあるのですが、子供たち一人一人の端末から、英語ですので、音が出てきたり、動画を視聴できたり、英語になれ親しむ姿が見られて、とてもよいという声を聞いておりますし、コロナ禍で、英語の教員は、マスクやフェースガードによって、子供たちに発音する口元を見せながら指導ができないという大きな課題がありました。この課題に対して、デジタル教科書を使用することで、分かりやすく学習ができることとなります。これも大きな効果であると期待しているところであります。

おっしゃるとおり、学校によって差が出ないように、こういった好事例ですね、よい授業であるとか取組を各学校に紹介したり、研修会の場や、また、校長会の場でも情報を共有しな

がら、同じような質の高い教育を目指していきたいと考えております。以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

それで、ただ、一方で、今回、実証事業ということなので、それも踏まえて申し上げるんですが、一つには、いわゆる支援を必要とする子供たちが非常に増えている中で、あまり横並びでそれがデジタルだというのも私は違和感があって、そういった意味では、逆にそういった子供たちの学びの保障を妨げるものになりやしないかと、そういった懸念もあるんです。とにかくデジタルだということで突き進んでいってしまうと、逆に取り残されるような子供たちも出てきはしないかという懸念もあったので、そのあたりも含めて、実証事業という中で、一定、見極めをつけていただければいいのかなと思っておりまして、その点だけちょっとお願いをしておきたいと思います。

それで、最後になります。資料No.12には詳細の説明がなかったんですが、資料No.10のいわゆる不登校児童生徒の学び支援教室の充実事業ということで、先ほどご説明は少々いただいたんですが、20ページ、30万3,000円ということで、先ほど聞いたお話ですと、県費負担での職員配置という中で、第三中学校が選出されて実証していくということだったんですけれども、一つには先ほどご紹介あったとおり、コラソン、あるいは、学び適応サポーターを配置していただいてサポートルームという中で、具体的に第三中でどういう取組が行われるのか、その点、もう少し聞きたいと思います。

○鎌田委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 まず、学び支援教室というのはどんな教室かと申し上げますと、登校意欲はあるものの、教室での学習や集団生活に困難を抱える児童生徒のための教室です。

今回は、第三中学校ですので、中学校の生徒のための教室です。第三中学校の生徒のための教室です。校内に自分の居場所の一つとして設置いたしました。通称「ほっとルーム」ということで、子供たちも親しみを持って感じているところです。学び支援教室には専任教員がおります。しっかりと教員免許を持った、資格を持った教員がおりまして、さらに、支援や学び支援教室コーディネーターがおりまして、一人一人に本当に寄り添った、一人一人に応じた適切な指導が可能となっております。入り口を昇降口からではなく、別の場所から入れるようにという工夫もされておりまして、入る子供が抵抗なくという工夫も三中ではされて

おります。

実際に、教室に入れなくても、その教室には入るといった生徒の声がありますので、読み上げさせていただきますと、「学年、クラス関係なく楽しめて、居心地のいい場所だと思いました。授業中にうるさくする人などいないので、集中して勉強できました。教室にはまだ入りづらいですが、ここには来られそうだなと感じております。少ない期間でもそう思えるのは、そのくらい安心感などがあるからだと思います」というような声があります。

今、とてもいい状態で進んでおります。この専任の教員が、担任や、また、関わる教員としっかり連携を取りながら子供たちをみんなで守って、サポートして育てている環境が三中では今取られていること、この間も校長から聞きましたし、実際、その教室にも行きまして、子供の様子を見てきたところです。以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そういった意味では、今は第三中学校というところですけども、今後、どういうふうに展開するのか、あるいは、どのように継続していくのか。こういった事業については、継続というところが一つの鍵かなと思っていますので、そのあたり、なかなか、県事業という中で、先行きどうなるのかなという不安も私はあったので、そのあたりを見通しながら、ぜひ取り組んでいただければいいのかなと思います。

私からは以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 私からも、お昼になって、おなかですいてきましたけれども、もう少しだけお付き合いいただければと思います。

大きく5点です。細々ですけども、質疑させていただきたいと思います。

一番最初、資料No.12の26ページ、運送業者燃油価格高騰対策事業についてお伺いするんですけども、議会初日の総括でも、例えば、10割増しのところとか、あとはH A C C P対応漁船の話でも述べさせていただいたんですけども、皆さん、この燃油高とか、もしくは様々な情勢の中でご苦労されているのは分かるんですけども、今回、なぜ運送事業者、特にトラックを対象に選定したのか、その客観的な理由というのがどうしても示されていないので、分かりづらいなと感じてしまうところがあるんですけども、燃油、非常に幅広い話なので、様々な業種に影響を及ぼすものなんですけれども、今回、なぜトラックを選んだのか、客観的な理由を教えてください。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 運送事業者燃油価格高騰対策事業のトラックとタクシー、なぜこの業者のみ選んだのかという客観的理由でございます。

まず、本市に、トラック協会が3月に、タクシー協会が5月にいらっしやいまして、いろいろと内容を伺うと事業内容が大変だということで、要望活動がございました。そして、その間だったんですけれども、先ほども話をしたとおり、4月28日に、燃油高騰に関するコロナ交付金の交付決定を受けたというところでございます。まず市長から、そういったトラック、タクシー業界の支援をちょっと考えてくれないかという指示がございました。我々もこの2団体に対して支援するよう実施に動いたんですけれども、確かに土見委員の言うとおり、ほかの団体も同じように悩んでいるというところで検討してきたところでございます。ただ、実を言うと、ほかの団体にも、支援金額、我々が計算、積算したところ、実を言うと結構な金額になってしまっているという状況でございました。

先ほど、交付金額の残額についてご質疑あったと思うんですけれども、今回、交付限度額というのが、燃油の交付金ですけれども、2億287万2,000円でございます。この限度額のうち、今回の定例会に上程されて、お認めいただければ1億7,163万5,000円という金額が充当されるということになりまして、燃油高騰分の交付金が3,123万7,000円という金額、残額になるというところでございます。ほかの団体の試算した数値をここに入れてしまうと、かなり金額がなくなってしまうというところもございますので、今回、トラック業界とタクシー業界に特定させていただきましたけれども、支援をさせていただくということとさせていただきます。

ただ、今後、いろいろ見通せない状況もございますが、いろいろフェーズが変わってくると思いますので、そういったときには、また、ほかの業界も検討させていただければと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。まずはできるところからみたいな感じの話なのかなとお伺いしました。ほかの業界は、その業界の規模なのか、それとも一人一人の個の事業者の損失額の規模なのかは分からないですけれども、後者であった場合に選ばないのはちょっと苦しいかなというところがあったので、お伺いさせていただきました。

続きまして、同じ資料No.12の57ページ、学校の給食です。

先ほど、ご説明の中で、令和3年と令和4年のそれぞれの仕入価格の差から算出したというお話をいただいたんですけども、今後も価格の変動はあるかと思います。上がることもあるし、下がることもあるし、イーブンかもしれませんが、その点、先行きをある程度見通した上で見積りを立てているのかどうか、あと事業者と相談というか、されているのか、お伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 補助の額についてのご質疑です。

それで、今回は、令和3年4月と令和4年4月のそれぞれ何点か提示しています食材の値上がりの金額を基に、補助金の額を算定しているところです。ですので、今後、さらに値上がりする食材もあるかと思います。値下がりするものも出てくるかと思います。そういったところの状況を加味しながら、まずは令和3年と令和4年度の比較での値上がり分としての補助を今回するものです。今後、上がるもの、下がるものを調整しながら献立の作成をしていくということになるかと思います。

今年度、値上がりするものにつきましては、納入業者から事前に情報などをいただきながら、これだけ上がるということを学校でも把握しながら献立づくりをしているところです。今後、そういった、値上がりします、または価格が変わります、そういったところの情報につきましては、業者と連携を取り、情報提供をいただきながら献立づくりをしていくことになるかと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

値上げ価格に対して、業者と相談して決めているのかということはどうなんでしょうか。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 業者と相談しながらということではなくて、あくまでも今回の補助は、昨年度購入した額、今年度購入した額での値上がりの額になっている、値上がりの額に基づいた補助金になります。以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると、今後、ここの試算がぶれてくるところは可能性大だという話だと思うんですけども、そうしたときに、納入業者も苦しんでいると思うんです。そこに対して、価格的なところを抑えるようにとかという話には、もちろんならな

い方向でやるんですよね。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 苦しいので、業者に値下げしてくださいとか、値上げしないでくださいということは言えないかと思います。あくまでも業者から提示されるもので購入する、そして値上がりをしているのであれば、また、工夫をしながらの給食献立づくり、給食調理になってくるかと思いますので、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ、子供たちにしわ寄せが行かないように、先を見越した上で計画を立てていただければと思います。

続きまして、60ページのデジタル教科書推進事業です。こちらは1点だけ、1つの質疑だけです。

教師用教科書、児童用もそうなんですけれども、ランニングコストはかかるんですか。教科書の内容改訂の際に、例えば追加料金がかかるとか、そのあたりどうなのか、お教えいただければと思います。

○鎌田委員長 吉木教育長。

○吉木教育委員会教育長 教科書改訂は、大体4年に1回です。令和6年度に向けてと書いてありますけれども、これが小学校の教科書改訂になります。そのときには教科書の中身が変わりますので、指導書、先生が持つ紙の指導書も新しく購入しなきゃならないということで、デジタル教科書に関しても教師用の指導書は改訂していくという形になります。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 毎年は費用がかからない、買い切りなんですね、教科書自体は。

○鎌田委員長 吉木教育長。

○吉木教育委員会教育長 学習指導要領は、大体10年に1回、改訂になりますけれども、そのときに教科書が変わりますけれども、その10年の中の半分で大体教科書1回、採択が行われますので、4年か5年に1回、なので、4年か5年のスパンで指導書も変えていくという形になります。

○鎌田委員長 毎年かからないということですか。

○吉木教育委員会教育長 はい、毎年かかりません。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。理解いたしました。

次に、しおがまっ子夢応援プロジェクトについて、61ページです。

僕、こういう事業が好きで、注目させていただいたんですけども、今回、80周年事業からの継続となったわけなんですけど、継続の理由をお教えいただきたいなと思います。

○鎌田委員長 武田生涯学習課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 昨年、80周年記念事業として実施させていただきましたしまして、5人の夢をかなえました。言ってしまうと、大変評判がよかったからというのが一つでございます。市民の、特にお子さんの夢をかなえるということによって、お子さんたちのことを元気づけることもできますし、その動画を見せることによって市民の方々も喜んでいただけるということで、二重にいい事業だということで、継続したいと思っているところでございます。以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

細かいところは省略しますが、いい事業だなと思いつつ、昨年の5つ、僕もリリースされるたびに見たんですけども、どうしても同じこっちからのサポートフレームでやっているんで、かゆいところになかなか手が届きにくい内容になっているかなというのを実際のところ思っております。ストーリー1、2、3に関しては特に外にPRする必要もない事業ですし、4、5に関してはもっとPRしなきゃいけない事業だったりして、なかなか、もっと多分、今回、シーズン2になるので、なるべく手が行き届いた形にしてほしいなと思うんですけども、ちなみに、昨年の事業の中ですと、この100万円のうち、幾らを映像制作、それから公開する、配信するための費用に使っていますか。

○鎌田委員長 武田生涯学習課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 まず、コーディネートの委託料として約45万円、それから映像に加工するだけとして約40万円ちょっとかかっています。それから、いろいろな楽曲使用料とか、そういった細かいものが10万円ぐらいかかりまして、合計で96万円ほどかかっているような形になっています。以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

去年のやつは、ストーリーの4番、5番あたりに結構な額があって、あとの残りが映像制作

費だと思っんですけれども、特にストーリー4、5の方々は、自分たちで物を制作したり、ダンスをしたりして、それを人に見てもらいたいという欲求があったと思います。夢があったと思います。それに対して、塩竈市としてはユーチューブに上げただけみたいな状況に見えてしまう。実際、ユーチューブを見てくれた方というのも、この5つの事業を合わせて5,000人もいない。これが本当に見てほしいという願いをした子供たちに対する答えなのかというのはちょっと思うので、もう少し今年は各子供たちの要望に合わせて予算の使い方というのも柔軟にしてほしいなど。必ずしもみんなが同じクオリティーの動画にする必要はないですし、動画が必要じゃない人もいるわけですし、じゃなくて、外にもっとPRしてほしいという人もいると思うので、そのあたり、こちらは業者との契約もあると思っんですけれども、柔軟にしていかないと、本筋じゃない動画作成、配信のところが一番お金がかかってしまうことになると思うので、そのところ、今年はどう考えているのか、お願いします。

○鎌田委員長 武田生涯学習課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 昨年、5件の応募がありまして、5件ならばということで、その5件を採用したということもございます。

今年に関しましては、まだ何件というのは決まっておられませんし、応募も決まっておられませんけれども、委員おっしゃるように、夢の内容によっては、極端な話、1件ということもあろうかと思っます。

我々としましては、職員が入って、初めのコーディネート前の段階とかも関わっていたんですけれども、できますれば、その段階から、エンターテインメント的にするのであれば、そこから委託業者に頼むということも考えられると思っます。どういった形でやっていけるかというのは、行政よりも民間の考え方のほうが、何と申しますか、いいものができることあろうかと思っますので、その辺を検討させていただきたいと思っます。以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。業者、前回のやつを見ると、動画を作成するまでで満足してしまっているようですので、そこは、それこそ博報堂にでも入ってもらってもいいかなと思っますので、お願いします。

最後です。最後は、塩竈市自治体DX推進ビジョンについてお伺いします。

資料No.12の27ページです。

先ほど、志賀委員から、プロポーザルにしたほうがよかったんじゃないというお話もあり

ました。僕も協議会のときに指摘させていただいたんですけれども、今回、契約形態としては随意契約になるかと思うんですが、連携協定の締結というのは随意契約の根拠になるんでしょうか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

株式会社東北博報堂と結んだ協定の内容でございますけれども、自治体DX推進ビジョンの策定サポートというものとデジタル人材育成、地域課題解決のためのソリューション開発について推進していくための事業として、協定を結ばせていただいているところでございます。

契約の形態につきましては、東北博報堂の持つマーケティング力、知見、こういったものを生かした事業を期待し、連携協定を行っているものでございます。基本的には随意契約という形も一つあるかなと、そういう形もあるかなと思うんですけれども、もちろんこちらの外部講師というか、セミナーを開いていただくこととか、ワークショップ、そういったものを開催するということに関しては、博報堂との連携を継続しながらも、もちろんほかの業者もこういったところに参入できるものとしても考えておりますので、今後、契約形態について、いろいろ内部で協議させていただいて、どうするか決めていければなと考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今回、これが博報堂との契約の金額じゃないということが分かったので、ちょっと安心したところもあるんですけれども、正直、塩竈市の随意契約のやつを見ても何にしても、これが随意契約の理由として適当ではないように思えたので、そこは、せっかく市長も契約の適正化というところを一生懸命図られているところもあるので、しっかりとやっていただければなと思います。

また、博報堂自体も、もちろんマーケティングとかは非常にたけた方なんですけれども、DXに関してはまだまだ入り口といいますか、先んじてる方々はたくさんいらっしゃるの、そこを अच्छから言われたものに対して信用してというのは難しいところもあろうかなと思いますので、しっかりと、今後、セミナーとかの講師は選定が必要かなと思っていますので、よろしくをお願いします。

ちなみに、この事業、概要の部分を見ると「推進ビジョン（仮称）を策定しようとするもの

です」とあるんですけれども、事業内容を見ると、誰が策定するのかは書いてないんです。なので、実際、この事業内容をやるのは、今のお話から聞くと、今後、何かしらの契約方法で契約された講師の方とかなんでしょうけれども、推進ビジョンは誰がつくるものなんでしょうか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

基本的に、推進ビジョンをつくるのは我々塩竈市というところでございます。ただ、連携協定を結んでいる東北博報堂の知見を生かして、そういったものを参考にさせていただければなど考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど来、小高委員からもご指摘がありました。今、土見委員からもご指摘がございました。まさに今、多分、各自治体は、今ご指摘いただいたところで悩んでいる最中だと思います。どの程度のものができて、どの程度のことが市民に還元されるのかというのが、実は我々もどの程度かというのが分からないのが実態でございます。

国でも、どこまでやってくれ……。僕らが最初に認識したのは、いろいろ住民票のシステムとか何かについて、てんでばらばらでやっています。それをある意味、国でまとめながら、そういった統一したシステムがあれば、相当な経費は下がるだろうと。最初の頃はそういう教え方をされて、それはそのとおりだと、大変な経費が削減できるな、国が中心となっただけだと。そういう認識でやってから、あまりそんなにそんなに段階が変わってないんじゃないのかなというのが正直な気持ちです。

それで、県庁ともよく、幹部の皆さんとも話ししてはいましたけれども、県でもやはり手探りのところがあります。それで、今年4月から庁内に新しい組織、DX推進室でしょうか、名前が間違っているかもしれませんが、新しく立ち上げると。そこに、たまたまではありませんが、いろいろ話をしていたら、職員を派遣していただければ大丈夫ですよというご意見をいただいたので、これはまさに渡りに船だということもあり、市役所のDXに対する理解度を深めるためにも、県庁の中にそういう情報を取れる職員がいれば、それをこちらに下ろしていただければ、間違いのない方向の中でDXの推進が少しずつでも進められるかなという解釈があります。

それと同時に、こちらはこちらで何もしないわけにはいきませんので、一つずつ、今までだと

何か特定の課だけが突出してとかというのがありますけれども、DXに関しては市役所全体の底上げを図らないと、なかなかみんなが聞かれたことに対して同じように答えられない、それではちょっとまずいだろうということもあります。そういった中での連携であったということでございます。

今、土見委員から、もっと進んでいる企業がある、いろいろな団体があるということであれば、どんどん私どもにぶつけていただきたいと。博報堂ともそういった話をしながら、決して、中身については、これから、やはり時宜に合った、状況に合った形での講師の派遣とか何かをやっていかなきゃいけないと。当然、段階があって、その段階に沿って丁寧に進めていきたいと思しますので、逆に、どんどんどんどんご指摘いただいて、その時々々の時宜に合った形でのアドバイスも逆にいただければ、大変ありがたい、そのぐらいまだ手探りの状態であることだけご理解いただければありがたいと思います。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今、市長がおっしゃったのが本当なんだろうなと思っています。

ただ、本当に危惧するところは、役所の中でも、まだこれから何をすることも分からない。先ほど、課長の答弁を聞いてると、セミナーももちろん分からないし、内容、概要も分からない。そうすると、業者の見定めもできない状況の中でスタートを切らなきゃいけないという非常に難しいところなのかなと考えておりますので、その分、非常に慎重にやっていただきたいなというところと、最後になんですけども、先ほど、課長から、今回の211万8,000円というのは博報堂との契約ではないということをお伺いしたんですが、そうすると211万8,000円というのは、誰とどういう契約、誰とはまだ決まらないと思うんですけども、どういう契約なのか、しかも何個に分かれるのかも、お話を聞いていて分からない状況なんです、ここは、僕たちは何を審議すればいいんでしょうか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

先ほど、博報堂と随意契約にするのかといったご質疑がありました。私、すいません、うまく言えなかったんですけども、随意契約には確かに適さないかもしれませんが、もしかしたらほかの契約方法があるかもしれないというところで、今後、部内で協議させていただければと考えております。ですので、実を言うと、博報堂も一つの候補だということ

も私は考えておりますので、例えば入札とかしたときには、もちろん、したときには考えられるかなとも考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、これは、博報堂との協定に基づきながら、実施をどこの業者に任せるかというのは今後の検討材料だと、検討次第だということで、認識でよろしいですか。

もう一回言います。今回、博報堂との協定に基づいてこの事業を実施するけれども、中の事業の実際当事者となる事業者というのは、今後、選定をしていくという認識でよろしいでしょうか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 そのとおりでございます。今後、選定していくというところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 以上ですか。ほかにご発言は。では、佐藤副市長。

○佐藤副市長 先ほど、土見委員からございました運送事業者燃油価格高騰対策事業について、なぜトラックとタクシーかということにつきましてご質疑があった、回答だったんですが、補足させていただきますと、燃油の高騰によりまして、市内のあらゆる事業者が大変苦しんでいて、皆さん、助成をいただきたいというのは、やむを得ない事情なんだろうと理解しておりますが、やはり限られた予算の中で効果的な対策というのが求められているなということ市は考えております。

そういう中、まず市の基幹産業であります水産業につきましては、燃油の助成やら水揚げ奨励金という形で助成を既に行っておりますが、一方、それを支える物流の面でトラック業界も大変苦しい中であつたという事実がございまして、何らかの形で支援できないかということを検討しておりました。今回、このような形で、トラック事業者、トラック業界の話も聞いた上での対応となったところでございます。

また、プラス、人流を支える交通機関の一つであるタクシー業界、これもかなり苦しい状況だということは、タクシー協会等とお話の中からも伺っておりましたので、これについても市で支えるべきものということの判断で今回計上したものでございますので、やむを得ずこれになったということではなく、あくまでも市として必要性を考えて計上したものであるということでございますので、よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 なかなか理解していただけないところがあるかもしれないんですけども、それぞれ皆さん大変だと思うんです。支援をしなきゃなというのも分かります。ただ、客観的に見て、じゃどこの事業者と比べてどうなのか。タクシー業者は、本当に新型コロナで人も夜歩いてないので大変だと分かるんですけども、じゃトラック業界が売上げとして何ぼ落ちて、水産加工業が何ぼ落ちたのか、そこら辺の比較をしないと、我々としては、いや、ここは大変だからと言われても、それをうのみにするしかないんですよね。ただ、それは客観性に非常に欠ける説明なので、今後のことも含めて、説明する際はちゃんと客観性を持った説明をしていただかないと、我々は判断ができないと思います。そここのところを注意よろしく願いいたします。以上です。

○鎌田委員長 ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、暫時休憩いたします。

午後0時35分 休憩

午後0時36分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第44号及び第48号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 全員であります。よって、議案第44号及び第48号については、原案のとおり可決されました。

もう一つですね。これより、閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

本委員会において議長に申入れする閉会中の継続審査・調査を行う事件について、4月1日に当局の組織が変更になったことに伴い、一部項目が民生常任委員会の所管となったことから、該当する項目を削除する必要があります。

つきましては、本委員会において、議長に申出をする閉会中の継続審査・調査を行う事件については、お手元に配付のとおりとしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、お手元に配付のとおりとすることを決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時38分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌 田 礼 二